

保険外併用療養費が変わりました

医療保険制度の改正に伴い、令和4年10月1日より、大崎市民病院本院を紹介状がなく受診を希望される場合に、治療費に加えてご負担いただく初診時の保険外併用療養費と、本院医師が他院へ紹介する旨の申し出を行った患者さんのうち、引き続き当院への通院を希望された場合に、治療費に加えてかかる再診時の保険外併用療養費が左記のとおり変更になりました。

なお、救急搬送を要する受診などはこの限りではありません。

初診時の保険外併用療養費

紹介状がなく受診を希望される場合、治療費に加え、ご負担いただく料金です。

5,500 円(税込) ▶ 7,700 円(税込)

再診時の保険外併用療養費

本院医師が他院へ紹介する旨の申し出を行った患者さんのうち、引き続き当院への通院を希望される場合、治療費に加えてご負担いただく料金です。

2,750 円(税込) ▶ 3,300 円(税込)

医療保険制度の中で、国や県は医療機関の病床数や機能に応じた役割の分担を明確にし、医療機関がその役割に応じて協力するとともに、住民一人一人が「かかりつけ医」を持つことを推進しております。

本院では、圏域全体で連携・協力した上で、高度・専門的な検査や手術などの治療や、入院や救命を要する患者さんの受入れを担当します。このため、本院の受診には、かかりつけ医の先生からの紹介状と事前の診療予約が必要ですが、

また、本院での検査や治療がひと段落し、病状が安定した方については、かかりつけ医療機関等で診療を継続していただきます。他の医療機関へ紹介された後、大崎市民病院本院を再び受診する場合は、他の医療機関の医師から当院宛ての紹介状が必要です。まずは、かかりつけ医などの他の医療機関に症状等をご相談ください。ただし、救命を要するような救急の場合はこの限りではありません。医療機関の役割分担の推進に、ご理解とご協力をお願いいたします。

かかりつけ医とは？

① かかりつけ医とは？

② ① かかりつけ医は、患者さんにとって身近な医療機関であり、日ごろの健康相談や服薬管理、ちょっとした急病を担う身近な存在です。国では、一人一人がかかりつけ医を持つことを薦めています。

また、大崎市民病院事業の各分院や診療所は地域のかかりつけ医の機能を担っております。

③ ② ③ ④ ⑤

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿



▲ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

Q&A

Q かかりつけ医とは？大きい病院との関わりは？

A 「かかりつけ医」は患者さんにとって身近な医療機関であり、日ごろの健康相談や服薬管理、ちょっとした急病を担う身近な存在です。国ではお一人お一人がかかりつけ医を持つことを進めています。

また国は、大崎市民病院本院を含む「200床以上の地域医療支援病院」等に対し、高度専門的な治療や入院、かかりつけ医等からの紹介患者の受入を担当し、患者さんの病状が安定し次第、かかりつけ医等で日常診療を受けられるような体制整備を義務付け、地域完結型医療を推進しています。

Q かかりつけ医がない場合どうしたら・・・

A 当院ウェブサイトのかかりつけ医検索システムからお調べいただくことができます。患者サポートセンターでも情報のご提供が可能です。

Q 紹介状を持っていませんが、受診できますか？

A 本院の初診（新患）外来は、原則紹介予約制です。かかりつけ医等からの紹介状と診療予約が必要となります。当院を受診する前に、健康相談や日常的な診療を行う「かかりつけ医」をご受診ください。

定期で通院中の患者さんも、治療中の疾患に関連のない症状については、かかりつけ医にご相談ください。紹介状なし初診の場合は7,700円の保険外併用療養費をご負担いただく場合があります。

Q 救急の場合、紹介状がない受診で特別の料金はかかるのか？

A 救急搬送等、救急隊と病院との受入調整による場合等、その対象とはなりません。（救急外来を受診しても緊急性がないと医師等が判断した場合、この限りではありません。）

Q 担当の先生から他の医療機関に紹介する旨の説明を受けました。他の医療機関に紹介をしてもらう予定ですが、本院への継続通院を希望したい場合、どのようになりますか？

A 患者さんの選択による受診の場合、再診時保険外併用療養費をご負担いただく対象となり、受診の都度3,300円を医療費の個人負担とは別に、ご負担いただく場合があります。病状が安定した場合は、地域の医療機関をご紹介いたします。身近で通院しやすい、相談しやすい「かかりつけ医」を持ちましょう。

Q 他の医療機関へ紹介された後、市民病院本院を再び受診するにはどうしたらよいのか？

A 当院を再び受診する場合、他の医療機関の医師から当院宛の紹介状が必要です。まずは、かかりつけ医等の他の医療機関に症状等をご相談ください。ただし、救命を要するような救急の場合はこの限りではありません。